

PPPと自治会の位置づけ－自治会の法人格－

パートナーシップ（PPP）の展開、そして地域活性化の観点からも自治会の位置づけが法的な面も含めて重要な争点となっている。コミュニティの形成・充実、地域活性化の取組みで中核的役割のひとつを担う自治会を、いかに位置づけるのかという課題である。

自治会とは何か。自治会とは、基礎自治体において住民等で組織する親睦、あるいは地域自治などのための「任意団体・地縁団体」を基本的に意味する。その呼称は色々あり、自治会のほかに「町内会」・「町会」・「地域会」・「区会」などがある。また、自治会は周辺自治会と連携して連合体を組織し上部団体を持つ場合も少なくない。現行地方自治制度では、自治会は不動産管理などのために設立される場合（地縁による団体：地方自治法第260条の2）を除き法人格は取得できず、任意団体として位置づけられ、住民には加入義務はない。自治会の歴史は、日中戦争時代に遡る。その後、各地で組織化され、太平洋戦争中には大政翼賛会の末端組織として市に町内会、町村に部落会が国の主導で整備された（1940年）。戦時中に形成された「隣組」は、この町内会や部落会の内部組織と位置づけられる。戦後1947年5月のポツダム政令15号の公布により町内会などの結成が禁止されたものの、サンフランシスコ講和条約発効に伴い1952年10月から結成が解禁となり今日に至っている。

今日の自治会機能は千差万別であり、単なる親睦団体的な存在から広報紙の配付など地方自治体事務を受託する内容など様々である。地方自治体の事務機能などを担う場合、財政資金等が自治会に繰入れられるが、法人格のない自治会では、責任関係や財務の明確化が十分に担保されていないケースも存在する。また、2011年3月の東日本大震災では自治会の機能が改めて再評価されるに至っている。こうした災害対応面からの自治会機能の再評価は、戦後の伊勢湾台風を契機に制定された災害対策基本法に遡り、地域コミュニティによる防災活動の重要性から地域住民による自治体等を母体とする自主防災組織設置の規定が設けられている。さらに、近年では防災に限らず地域コミュニティの重要性が認識されており、この流れの中で地方自治法第260条の2での「地縁による団体」が規定され、首長の認可を受けた上で法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことが可能となった。

しかし、地縁による団体は法人格取得が不動産管理関係に限定されているため、その他の機能において積極的な役割を果たそうとする自治会にとっては、権利義務関係等を自治会長の個人名義で行うことが基本となるなど制約要因が強く存在する。このため、従来でもいろいろ工夫し不動産関係以外で自治会が法人格を取得したケースもある。その選択肢としては、NPO化、中間法人化、そして管理組合方式などがある。しかし、中間法人は法改正があり、また、NPO化についてはひとつの選択肢とはなるものの、その機能において異なる場合が少なくない。たとえば、自治会単位とNPO活動の単位が一致しない場合が多い。山間部等の小規模自治会で自治会単位とNPO単位が一致し自治会員全員でNPOを組織し活性化事業を行っている事例があるものの、多くの場合は自治体単位よりNPO単位が小さいか地域がずれているケースが多い。自治会の法人化ツールが増えると地域コミュニティの活性化への機会が拡大する。融資等の対象となるほか、透明性を確保し責任を持った事業展開が可能となる。全ての自治会を法人化するのではなく、法人化の選択肢を増やすことで、地域に根差した活動を行い、コミュニティの充実を図ろうとしている積極的な自治会をサポートすることができる。地方自治の近接性の原則は、家族で出来ることは家族で、家族で出来ないことはコミュニティ、コミュニティできないことは地方自治体で担うことを意味する。この近接性の原則を多面的に形成する場としての自治会機能を強化するための選択肢の拡大は重要となる。